

## 指導行政のポイント

### “コミュニティ・スクール”に新たな視点

菱村 幸彦

7月5日、文部科学省から「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策」と題する報告書が公表された。

#### 「地域とともにある学校」づくり

この報告書は、文科省の「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」においてコミュニティ・スクールの推進策について、約1年間にわたり審議した結果をまとめたものである。

報告書の全容をここで紹介する紙幅はないが、ポイントを要約すれば、次のとおりである。

まず、報告書は、子どもを中心に据えた学校と地域の連携の重要性を指摘し、「地域とともにある学校」づくりの促進を提言している。

次いで、学校と地域の連携は、学校運営協議会制度や学校支援地域本部事業などを活用した取組みで行うが、「新たな視点」として、「大人の学びの場」となる学校、「地域づくりの核」となる学校、を掲げている。

さらに、「地域とともにある学校」づくりの推進目標として、次の諸点を示している。

- (1) 今後5年間で、コミュニティ・スクールの数を全公立小・中学校の1割に拡大する。
- (2) 今後の学校運営の必須ツールとして、すべての学校で実効性ある学校関係者評価を実施する。
- (3) 中学校区を運営単位として捉え、複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制を拡大する。
- (4) 学校内の組織運営の管理にとどまらない「マネジメント」を目指し、学校の組織としての総合的なマネジメント力を強化する。
- (5) 地域コミュニティの核として被災地の学校を再生し、震災復興の推進力となるよう、総合的な支援を実施する。

周知のように、コミュニティ・スクールが政策課題となったのは、官邸主導(小淵恵三首相)で設けられた教育改革国民会議からである。同会議の最終報告「教育を変える17の提案」(平成12年)に新しいタイプの学校として、コミュニティ・スクールの導入が盛り込まれた。

この提言を受けて、文科省は、平成15年に中央教育審議会の審議を経たうえで、平成16年に地方教育行政法を改正し(第47条の5の追加)、学校運営協議会制度を整備した。

地方教育行政法では、学校運営協議会制度を学校運営の1つの選択肢として位置づけたこともあって、その普及度はまだ低い。初年度(平成17年度)、17校でスタートし、その後、文科省のコミュニティ・スクール推進事業の後押しもあって、毎年150校前後増加を続け、平成23年4月現在では789校(全学校数の2.4%)となっている。

#### 現行制度をバージョン・アップ

コミュニティ・スクールは、新政権の重要な教育政策の1つとなっている。とりわけ鈴木寛副大臣は、かねてからコミュニティ・スクールを学校単位から中学校区単位に拡大するバージョン・アップ構想を表明していた。報告書で示した「新たな視点」は、その構想を裏書きしたものといえよう。

しかし、報告書に掲げられた推進目標を実施するとすると、その実務を担うのは、結局、校長をはじめ教職員となる。ただでさえ学校の多忙化が問題となっているなかで、「大人の学びの場」や「地域づくりの核」という新たな視点を加えたコミュニティ・スクールが、果たして、どこまで推進できるか、疑問なしとしない。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●7月30日 好評発売中！ 教育資料集の決定版がリニューアルして刊行！

## 『2010-2011 教育重要資料集教職研修Data』

『教職研修』編集部【編】

B5判 304頁 / 定価 2520円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)